



平成 30 年 10 月 30 日

各 位

会 社 名 東 洋 証 券 株 式 会 社
代 表 者 取 締 役 社 長 桑 原 哲
(コード：8614、東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 松 本 誠
(TEL 03-5117-1121)

証券取引等監視委員会による勧告について

本日、証券取引等監視委員会は、当社を検査した結果、法令違反に該当する事実が認められたとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、当社に行政処分を行うよう勧告を行いました（詳細につきましては、別紙をご参照ください。）。

当社は、今般の勧告を厳粛かつ真摯に受け止め、内部管理態勢の一層の強化に取り組み、再発防止に努めてまいります。

お客さま、株主さまならびに関係者のみなさまに多大なご迷惑をおかけいたしましたことを、心よりおわび申し上げます。

以 上

東洋証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について

1. 勧告の内容

関東財務局長が東洋証券株式会社（東京都中央区、法人番号 7010001051893、代表取締役 栗原 理哲（くわはら よしあき）、資本金 134 億円、常勤役職員 741 名、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業）を検査した結果、下記のとおり、当該金融商品取引業者に係る問題が認められたので、本日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告した。

2. 事実関係

○ 米国株式取引の勧誘に関し、虚偽表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

東洋証券株式会社（以下「当社」という。）においては、近年、米国株式市場が堅調に推移していることなどから、米国株式営業に注力してきている。今回検査において、平成 25 年 9 月から同 30 年 2 月までの間の米国株式営業の勧誘状況等を検証したところ、高齢顧客に対し、多数の営業員が、米国株式の乗換取引の勧誘に応じてもらうために、売却する米国株式の損益について、損失の額を実際の額よりも過少に伝える、又は、損失が発生しているにもかかわらず利益が発生している旨を伝えるなどといった虚偽表示や、誤解を生ぜしめるべき表示（※）を行っていた。

（※）誤解表示の具体例

1 株＝1,000 ドルの銘柄を 1 ドル＝120 円の時に買い付け（ $1,000 \times 120 = 12$ 万円で買付け）、その後、1 株＝1,300 ドル、1 ドル＝100 円の時に売却（ $1,300 \times 100 = 13$ 万円で売却）した場合、為替差損益を考慮した円ベースの損益は売却時の円換算額（13 万円）から買付時の円換算額（12 万円）を差し引いた額（1 万円）となるどころ、かかる利益額ではなく、ドルベースの利益（ $1,300 - 1,000 = 300$ ドル）を売却時のレート（1 ドル＝100 円）で円換算した利益額（ $300 \times 100 = 3$ 万円）を伝えることにより、円ベースの利益額を過大に誤解させた。

当社が行った上記の行為は、平成 29 年法律第 37 号による改正前の金融商品取引法第 38 条第 8 号（平成 26 年法律第 44 号による改正前は同条第 7 号）に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 2 号に掲げる「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」に該当するものと認められる。

なお、上記行為の背景として、当社においては、

（1）営業部門の責任者が、社内検査において、米国株式の取引に関し不適切な勧誘行為が行われている旨が何度も指摘されていたにもかかわらず、営業員に手数料目標の達成を強く求め、顧客の利益よりも収益獲得を優先する営業を是正してこなかった

（2）経営陣が、上記社内検査の結果を把握していながら、再発防止のための実効的な改善措置について、何ら指示しておらず、結果的に営業優先の企業風土を醸成していたなどの状況が認められた。

以上